経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する 有識者会議

第八回事務局資料

令和2年2月13日(木) 金融庁 1. 第1の柱に関する検討

これまでのご議論を踏まえた第1の柱に関する今後の検討の進め方①

- 第1の柱については、基本的な方向性につき概ね支持するご意見が多くあった一方、実務的・技術的な論点については様々なご意見があった。これらについては、例えば以下のようなプロセスを念頭に、今後の実務的な検討を通じて結論を導いていくことが必要ではないか。
- また、検討過程の透明性を高める観点からは、毎回の国内フィールドテストの試行内容・分析結果、 それらを踏まえた制度検討の方向性等につき、ある程度詳細な情報を公表していくことが必要か。

1. 国内のリスク特性を反映したリスク係数水準の調整やリスク区分の細分化

- 2019年の国内フィールドテストにおいて、試行的に行っている各社の実績データの分析を継続 (データ収集の内容は下表を参照)。2020年以降の国内フィールドテストにおいて、必要に応じより精緻なデータ収集・分析を行う。
- 上記を踏まえ、リスク係数水準の調整やリスク区分の細分化につき、2022年頃を目途に暫定的な結論を得ることを目指す(その後も必要に応じ技術的な調整を継続)。

リスク	入力内容
死亡・長寿リスク	各会計年度末の保有保険金額(実績)
	各会計年度末の死亡保険金額(予測・実績)
罹患・障害リスク	各会計年度末の保有保険料・保有件数(実績)
	各会計年度末の支払給付金・支払件数・回復件数(予測・実績)
解約・失効リスク	各会計年度末の保有件数(実績)
	各会計年度の解約・失効件数(予測・実績)
経費リスク	各会計年度の経費(予測・実績)
損害保険リスク	商品区分ごとの保険料および保険金トライアングル(実績)

(注)地理的区分は「日本」とし、期間は2009年度から2018年度の10年分

これまでのご議論を踏まえた第1の柱に関する今後の検討の進め方②

2. 単体規制等に係る調整

- これまでにご指摘いただいた論点(以下含む)を中心に、現行の仕様からの変更案を検討。2020年 以降の国内フィールドテストにおいてその妥当性を検討し、2022年頃を目途に暫定的な結論を得る ことを目指す(その後も必要に応じ技術的な調整を継続)。
 - ✓ 例えば、グループ内再保険取引を通じたリスク移転がエクスポージャーの太宗を占める保険会社においては、現行の仕様を前提とすると、単体ベースの資産集中リスクが実態から乖離した過大な数値となっているとの指摘がある。
 - ✓ また、現行の仕様を前提とすると、単体ベースでは保険会社による子会社株式の保有は他の株式エクスポージャーと同様に扱われてしまうため、連結ベースの計算における取扱いと整合的でないとの指摘がある。
- また、実務的な検討が一定程度進んできた段階で、連結規制と単体規制、ICS(IAIGに対して適用)と国内規制(全保険会社に対して適用)について、両者の差異の程度や関係性を整理することも必要か。

これまでのご議論を踏まえた第1の柱に関する今後の検討の進め方③

3. その他の標準モデルに係る仕様

- 2020年以降の国内フィールドテストにおいて、ICS ver. 2.0における直近の変更点(割引率、税効果等)を中心にその妥当性を確認し、大きな課題や有効な代替案の有無につき検討。
- また、これまで議論があった政策措置・経過措置等のメリット・デメリットや必要性に係る判断は、2020年以降のフィールドテストや保険会社との対話を通じた新たな制度の影響度の評価・分析や、その時点における経済環境等も踏まえて検討する必要があると考えられる。従って、2022年以降に本格的な検討を行っていくことが適当か。

4. 内部モデル

- 最初のステップとしては、IAISが設定した受入条件(前回事務局資料参照)に基づく保険会社による 自己評価結果やその他必要な情報を基に、当局と保険会社の対話を通じて実態把握や実務的な論点 抽出を行っていくことが必要か。その内容も踏まえ、2022年頃を目途に仮の審査基準を作成するこ とが考えられるか。
- その後、国内・海外自然災害モデルを優先しつつ予備審査を行い、その内容も踏まえて審査基準の 最終化を行っていくことが考えられるか。

2. MCRに関する検討

MCRに関する基本的な考え方と今後の検討の進め方①

【MCRの位置付け】

- MCRは、大まかには「契約者保護の観点から新規保険引受業務の停止・ランオフ等の監督介入を行うべき水準」と位置付けることができる。
 - ✓ 我が国の現行制度を前提とすると、MCRに基づく監督措置と、保険業法や会社更生法(更生特例法)に基づく破綻処理とは別の建付けとなることに留意。

【MCRの計算手法・水準設定】

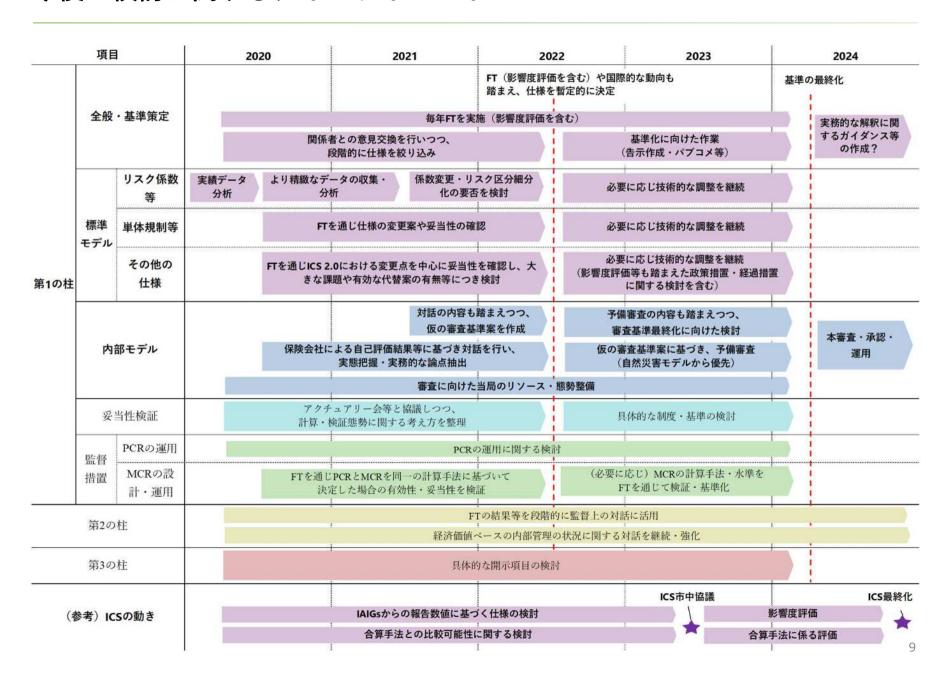
- MCR (業務停止等の最も強い監督対応をトリガーし得る水準)については、①計算手法、②水準設定の双方に関して様々な考え方があり得る。以下のように、IAISによる保険基本原則(ICP)中のガイダンスにおいても、そうした考え方の幅が例示されている(仮訳は日本損害保険協会、下線は事務局による)。
 - ✓ 「監督者は、様々な規制上の資本要件、とりわけ、MCR およびPCR の決定のために、別々の アプローチを策定してもよい。例えば、PCR およびMCR は、2つの別々の方法によって決定されることがある、あるいは、同一の方法およびアプローチが特定の安全性について2つの異なるレベルを有して使用されることがある。例えば後者の場合、MCR はPCR の単純比率として 定めることも、PCR について定められたものとは異なる特定の目安に基づいて定めることもできる。」(ICP 17.6.2)
 - ✓ 「通常、MCR は新規契約の引受停止の可能性を考慮に入れて設定されることになる。しかしながら、保険者はMCR の介入が最終的に発動されるまでは、新たなリスクを引き受け続けるかもしれないので、MCR の水準設定の文脈では、ゴーイングコンサーン・シナリオを検討するのが妥当である。監督者は、PCR とMCRの適切な関係を検討し、さまざまな事業活動の状況やその他の関連する考慮点に配慮しながら、適切な一連のソルベンシー・コントロール・レベルの範囲内で(MCRの設定根拠の検討を含め)、これらの2 つのレベル間に十分なバッファーを設定すべきである。(ICP 17.6.5)

MCRに関する基本的な考え方と今後の検討の進め方②

【MCRに関する今後の検討の進め方について】

- 国内規制においても、PCRとは異なる計算手法をMCR用に開発することも考えられる一方、保険会社のリスク管理との整合性や、PCRとMCRのそれぞれにおける監督措置の連続性・一貫性を確保する観点からは、PCRと整合的な手法を採用することも考えられる。
- MCRについては、こうした様々なオプションが考えられるため、現時点において特定の計算手法や水準にコミットするよりも、今後の実務的な検討を通じてフィージビリティを確認していくプロセスを経て結論を得ることが現実的か。
- 最初のステップとしては、国内フィールドテストにおける各社のESRの数値や感応度等を基に、仮に PCRとMCRを同一の計算手法に基づいて決定した場合の有効性・妥当性を検証していくことが考えられるか。その結果を踏まえ、(必要と認められる場合)2022年以降にMCRに係る計算手法・水準の検討を本格的に行うことが考えられるか。

今後の検討に関するタイムラインのイメージ



3. 妥当性検証に関する検討

妥当性検証の枠組みについて

- 各社のリスク実態を適切に反映する観点や自主的なリスク管理の高度化を促進する観点からは、経済価値ベースの資産・負債の評価方法は原則ベースで定めることが適当。欧州ソルベンシーIIやICSでも、保険負債の現在推計の計算に必要な前提条件等の詳細は定められていない。
- 一方で、規制として導入し、当局による監督や外部向けの説明・開示に使用するに当たっては、数値の妥当性や一定の比較可能性を担保するための何らかの規律付けが必要ではないか。
- こうした規律付けについては、規制で計算手法等についての詳細な定めを置くのではなく、専門的知識及び技能を有する者の確立した実務慣行に立脚して、制度全体の信頼性を高めることが重要ではないか。このため、例えば、以下のような方向性が考えられるのではないか。
 - ✓ 特に保険負債評価につき、現在推計の作成・検証方法等に関して、規制と整合的な一定のガイダンス等を設けること
 - ✓ 数値の妥当性を担保する観点から、保険会社の内部における検証態勢、若しくは外部からの独立した検証態勢につき、求められる水準を整理し、実効的な検証態勢の構築を促すこと
- 本有識者会議においては、上記を含む基本的な方向性につき整理を行ったうえで、日本アクチュア リー会等とも協議しつつ、具体的な制度やガイダンス等の検討を進めていくことが必要ではないか。

実効的な検証態勢の構築に向けて(1/2)

- 実効的な検証態勢の構築にあたっては、ICPにおける保険数理機能に関する規定等を参考に、例えば以下のような着眼点が考えられるのではないか。
 - ✔ 検証機能の権限
 - ✔ 検証機能の独立性
 - ✓ 検証機能のリソースおよび適格性

(日本損害保険協会による仮訳)

ICP8 リスク管理および内部統制

監督者は、コーポレート・ガバナンスの全体的フレームワークの一部として、リスク管理、コンプライアンス、保険数理に関する事項および内部監査の効果的な機能を含む、リスク管理および内部統制の効果的なシステムを整備するよう保険者に要請する。

ICP8.3 統制機能(一般)

監督者は、必要な権限、独立性および資源を備えた効果的な統制機能を具備するよう保険者に要請する。

ICP8.6 保険数理機能

監督者は、少なくとも、技術的準備金、保険料およびプライシング業務、資本十分性、再保険および法規制上の関連要件の遵守を評価し、これらに関する助言を提供できる効果的な保険数理機能を具備するよう保険者に要請する。

【検証機能の権限】

- ICPでは、保険数理機能を保険会社の主要な統制機能の一つとして位置付けており、個人・部門等の 形式を問わないが、適切に権限が付与されるべきであるとされている。
 - ✔ 保険負債の妥当性検証においても、検証機能が保険会社のガバナンス態勢の中で明確に位置付けられ、その権限と責任が適切に定められていることが重要ではないか。

実効的な検証態勢の構築に向けて(2/2)

【検証機能の独立性】

- 形式的な独立性ではなく、計算部門や経営陣に対して効果的な助言・異議申し立てを行える態勢を どのように確保するか。
 - ✓ 独立した部門である必要性はあるのか。部門が異なっていれば十分と言えるのか。
 - ✓ アクチュアリーのプロフェッショナリズムへの期待。
- レポーティングラインをどのように考えるか。
 - ✓ 欧州ソルベンシーIIでは、保険数理機能による保険負債の検証結果を含むレポートが作成され、 経営陣に提出されることとなっているところ、国内規制においても同様の枠組みが考えられる か。 (2019年の国内フィールドテストにおいて、保険負債の検証レポートの作成を試行)
- 第3線としての内部監査部門の役割をどのように考えるか。また当局が果たすべき役割は何か。

【検証機能のリソースおよび適格性】

- 検証機能は、その責任を果たすために必要なリソース(人員・ITシステムなど)を有していることが必要と考えられるが、どのようにこれを確保するか。
 - ✓ 社内でリソースが十分に確保できない社においては、外部リソース(社外専門家)の活用も考えられるか。
- 保険負債の計算には保険数理に関する知見等が求められることから、検証機能においても妥当な知識と経験を有していることが必要と考えられるが、どのようにこれを確保するか。
- 欧州ソルベンシーIIでは、保険会社が定めたFit and Proper方針に則して、保険数理機能の責任者の 適格性が継続的に評価されるものとなっているところ、国内規制においてはどのような枠組みが考 えられるか。

検証態勢の高度化の方向性

- 実効的な検証態勢を確保するため、保険負債の検証においては、保険数理機能の制度化が必要か。
 - ✔ 保険会社に対しては、フィールドテストにおいて検証レポートの作成を求めるとともに、制度 導入までに、検証態勢の整備を促すことが必要ではないか。
 - ✓ 保険負債以外(例:保険リスク)についても、保険数理機能が関与する方向性も考えられるか。
 - ✓ なお、保険数理機能と保険計理人制度の関係性については、今後慎重に議論することが必要か。
- 経済価値ベースのB/Sやリスクの検証においては、外部専門家による外部検証の活用も考えられるか。
 - ✓ 欧州ソルベンシーIIでは、外部検証を制度化している国も存在。
 - ✓ IFRS任意適用社では、IFRSの会計監査をベースにした効率的な検証ができないか。
 - ✓ 外部検証のフレームワークや依るべき基準についても検討する必要。

